

京都市消防局救急活動記録書の遺族への提供に関する要綱

(制 定 平成21年3月26日発消救第73号)

(最終改正 平成29年3月31日発消救第60号)

(目的)

第1条 この要綱は、京都市消防局が保有する救急活動記録書に記載されている傷病者が死亡した場合において、京都市個人情報保護条例（以下「条例」という。）第14条の規定により、個人情報の開示請求を認められていない遺族に対する説明責任を果たすため、条例第8条第1項第5号に規定するものとして、当該傷病者の情報を遺族に提供すること（以下「情報提供」という。）に関し必要な事項を定めることにより、情報の公開を図り、もって救急業務の適正かつ円滑な運営及び市民の救急業務への理解を促進することを目的とする。

(情報提供の範囲及び方法)

第2条 情報提供の範囲は、救急活動記録書の全部又は一部とし、情報提供の方法は、閲覧又は写しの交付とする。

(申出者)

第3条 救急活動記録書の情報提供の申出を行うことができる者（以下「申出者」という。）は、死亡した傷病者の配偶者及び2親等までの血族とする。

2 前項に規定する申出者が未成年者又は成年被後見人の場合は、本人に代わって法定代理人が申出を行うことができる。ただし、本人が反対の意思を示したときは、この限りでない。

(情報提供の手続)

第4条 消防局長（以下「局長」という。）は、申出者が救急活動記録書の情報提供の申出を行うときは、情報提供申出書（第1号様式）を、次に掲げる書類とともに提出させる。ただし、第1号に掲げる書類については、当該書類の提示をもって提出に代えることができる。

- (1) 申出者本人であることを確認できる書類
- (2) 救急活動記録書に記載されている傷病者が死亡していることを確認できる書類
- (3) 死亡した傷病者と前条第1項に規定する者との続柄を確認できる書類
- (4) 申出者が前条第2項に規定する者の場合は、法定代理人であることを確認できる書類

(情報提供の内容)

第5条 局長は、情報提供の申出が行われたときは、救急活動記録書に次の各号のいずれかに該当する情報が含まれている場合を除き、申出者へ情報提供を行う。

- (1) 死亡した傷病者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該個人が識別され、又は識別され得るもののうち、通常他人に

知られたくないと認められるもの。ただし、人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、情報提供を行うことが必要であると認められる情報を除く。

- (2) 法人（本市、国及び他の地方公共団体並びにこれらに準じる団体（以下「本市等」という。）を除く。）その他の団体（以下「法人等」という。）に関する情報又は死亡した傷病者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、情報提供を行うことにより当該法人等又は当該個人の競争上又は事業活動上の地位その他正当な利益を明らかに害すると認められるもの。ただし、次のいずれかに該当する情報を除く。

ア 事業活動によって生じ、又は生じるおそれがある危害から人の生命、身体又は健康を保護するため、情報提供を行うことが必要であると認められる情報

イ 違法又は不当な事業活動によって生じ、又は生じるおそれがある支障から人の生活又は財産を保護するため、情報提供を行うことが必要であると認められる情報

- (3) 法人等又は死亡した傷病者以外の個人が、局長の要請を受けて、他に公表しないと条件で任意に提供した情報であって、法人等又は当該個人における通例として他に公表しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの。ただし、次のいずれかに該当する情報を除く。

ア 事業活動又は行為によって生じ、又は生じるおそれがある危害から人の生命、身体又は健康を保護するため、情報提供を行うことが必要であると認められる情報

イ 違法又は不当な事業活動又は行為によって生じ、又は生じるおそれがある支障から人の生活又は財産を保護するため、情報提供を行うことが必要であると認められる情報

- (4) 情報提供を行うことにより、人の生命、身体、財産等の保護、犯罪の予防及び捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障が生じるおそれがある情報

- (5) 本市等又はその相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、情報提供を行うことにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

- (6) 本市等が行う事務又は事業に関する情報であって、情報提供を行うことにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、本市等の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ウ 評価、診断、判断、選考、指導、相談その他これらに類する事務に関し、その適

正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれ

エ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

オ 本市、国若しくは他の地方公共団体が経営する企業又は本市、国及び他の地方公共団体に準じる団体に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(7) 法令の規定により明らかに開示することができないとされている情報又は法律若しくはこれに基づく政令に基づき国の行政機関等から開示してはならない旨の個別的かつ具体的な指示（地方自治法第245条第1号へに掲げる指示その他これに類する行為をいう。）がある情報

2 局長は、前項各号に掲げるもののほか、救急活動記録書の情報提供を行うことが不適切であると認める相当な事由があるときは、情報提供を行わない。

（情報提供の決定）

第6条 局長は、救急活動記録書の全部又は一部の情報提供を行うことを決定したときは、情報提供決定通知書（第2号様式）により申出者に通知する。

2 局長は、救急活動記録書の情報提供を行わないことを決定したときは、情報非提供決定通知書（第3号様式）により申出者に通知する。

（情報提供の実施）

第7条 局長は、前条第1項の規定により救急活動記録書の情報提供を行うことを決定したときは、遅滞なく、申出者に対し、当該決定に係る救急活動記録書の情報提供を行わなければならない。

（内容の説明）

第8条 局長は、申出者の求めに応じ、情報提供を行った救急活動記録書の内容を説明しなければならない。

（費用等）

第9条 救急活動記録書の情報提供に係る手数料及び写しの作成に要する費用は、徴収しない。

2 局長は、救急活動記録書の情報提供を行う場合において、申出者が病気その他やむを得ない理由で来庁することが困難なため、郵送を求めたときは、受取人を申出者にしたうえで郵送することができる。この場合において、申出者に対し、当該郵送に要する切手をはり、郵送先を記入した返送用の封筒を提出させる。

（受付及び事務）

第10条 救急活動記録書の情報提供に当たっては、申出等の受付にあつては総務部総務課、その他の事務にあつては警防部救急課において行う。

（準用）

第11条 この要綱に定めるもののほか、救急活動記録書の情報提供に関する運用については、条例第18条第1項及び第20条から第22条までの規定を準用する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。